

## 群馬県医師少数区域等勤務推進事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 群馬県医師少数区域等勤務推進事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金の交付については、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、県内の医師不足が深刻な医師少数区域及び医師少数スポット（医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の4第6項に規定する区域及び法第30条の4第2項第14号に規定する区域（法第30条の4第6項に規定する区域を除く。）。以下「医師少数区域等」という。）での勤務を促し、医師偏在の解消を図るため、厚生労働大臣が、法第7条に規定する臨床研修等修了医師の申請に基づき、医師少数区域等における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験を有するものであることを認定した医師を支援する経費に対し、補助金を交付するものとする。

### (交付の対象)

第3条 この補助金は、交付対象事業者が交付対象医療機関において、支援対象医師に対して、第5項各号に掲げる経費を支援する事業とする。

2 前項の交付対象事業者は、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、医療法人及びその他知事が適当と認める者とする。

3 第1項の交付対象医療機関は、医師少数区域等のうち医師の確保を特に図るべきものとして別に知事が定める市町村に所在する病院又は診療所とする。

4 第1項の支援対象医師は、法第5条の2第1項に基づく認定を受けた医師のうち、原則として同一の交付対象医療機関に週32時間以上（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条の規定に基づき短時間勤務を行っている場合は原則として週30時間以上）勤務する医師とする。

5 次の各号に掲げる経費を交付の対象とする。

- (1) 医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための研修受講に必要な研修受講料及び旅費
- (2) 医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための新たな専門書購入に必要な図書購入費
- (3) 専門領域のレベル維持のために他病院等で実績を積むために必要な旅費

### (交付額の算出)

第4条 補助金の額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を補助する。

1 種目	2 基準額	3 対象経費
研修受講経費	支援対象医師1人当たり次により算	旅費

	出された額 (1) 研修受講料 10,000 円×勤務月数 (2) 旅費 県内 2,000 円×勤務月数 県外 12,000 円×勤務月数	雑役務費 (研修受講料)
専門書購入経費	支援対象医師 1 人当たり 54,000 円	備品費 (図書)
他病院勤務経費	支援対象医師 1 人当たり 県内 4,000 円×勤務月数 県外 24,000 円×勤務月数	旅費

(交付の条件)

第 5 条 この補助金の交付の決定には、次の各号に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更 (軽微な変更を除く。) をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更 (軽微な変更を除く。) をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日 (事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日) の属する年度の終了後 5 年間保管しておかねばならない。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合 (仕入控除税額が 0 円の場合を含む。) には、第 3 号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 5 月 31 日までに知事に報告しなければならない。  
なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 交付対象事業の着手は、原則として、補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に着手 (以下「交付決定前着手」という。) することができるものとする。
- (8) 補助事業者は、前号の交付決定前着手を行う必要がある場合は、補助金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で、交付決定前着手届 (第 5 号様式) をあらかじめ提出するものとする。

(申請手続)

第 6 条 補助事業者は、第 1 号様式による申請書を、別に知事が指定する期日までに知事に提出するものとする。

(変更申請手続)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第6条に定める申請手続きに従い、別に知事が指定する期日までに知事に提出するものとする。

(実績報告)

第8条 この補助金の事業実績報告書は事業完了後20日以内又は4月10日のいずれか早い日までに、第2号様式による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(概算払)

第9条 補助事業者は、規則第7条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、第4号様式による概算払請求書を知事に提出するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和7年8月6日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。